

民間宅地開発事業 奨励金支給制度

分譲宅地の開発事業者に

奨励金を支給します。!!

詳細はこちら▼



蕪崎市HP



問合せ先

蕪崎市移住定住促進課 移住定住担当 ☎ 0551-45-9159

蕪崎市水神一丁目3番1号 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始除く)

<支給対象要件> 次のすべての要件を満たす事業であること

- (1) 本市で新たに行った宅地開発事業
- (2) 都市計画法に規定する都市計画区域内（菰崎町、藤井町、神山町、旭町、大草町、竜岡町）の土地
- (3) 開発区域の面積が1,000㎡以上（1区画200㎡以上）
- (4) 宅地開発後において居住用の一戸建て住宅以外の用途に変更していない事業
- (5) 令和2年4月1日以降に法第30条に規定する許可申請又は市長が別に定める開発行為の土地利用協議書（開発区域の面積が3,000㎡未満の場合の協議書をいう。）を提出した事業
- (6) 都市計画法等に規定する検査済証又は市長が別に定める開発行為の検査済証（開発区域の面積が3,000㎡未満の場合の検査済証）の交付を受けた事業
- (7) 開発区域が、菰崎市及び菰崎市土地開発公社を直接の譲渡人でない土地

<奨励金の額（上限450万円）>

- (1) 1区画当たりの助成金額（1区画200㎡以上が対象）
 - ① 下水道がある区域 20万円/区画
 - ② 上記以外の区域 15万円/区画
- (2) 埋蔵文化財の本調査を行い、その経費が50万円を超えた場合 25万円
- (3) 開発事業に関連して整備した寄附道水路（区域外含む）がある場合 2,000円/㎡
- (4) 開発区域外に寄附配水管（口径75mm以上）がある場合 2万円/m

■支給申請手続きについて

1 事前協議書類（開発申請・許可後）

- (1) 菰崎市民間宅地開発事業奨励金事前協議書（第1号様式）

【添付書類】

- ① 許可申請等を提出した日が分かる書類
- ② 宅地開発事業計画書
- ③ 宅地開発事業の位置図
- ④ 宅地開発事業の平面図
- ⑤ 寄附予定がある道水路及び配水管がある場合は、寄附予定の内容が分かるもの
- ⑥ 許可等を受けたことが分かるもの



2 事前協議の承認



3 申請書類（検査済証の交付を受けた日から3か月以内）

- (1) 菰崎市民間宅地開発事業奨励金支給申請書兼請求書（第3号様式）

【添付書類】

- ① 検査済証
- ② 宅地開発事業の完成図面
- ③ 宅地開発事業の完成写真
- ④ 埋蔵文化財の本調査に要した金額が分かるもの（該当がある場合）
- ⑤ 寄附道水路が分かるもの（該当がある場合）
- ⑥ 寄附配水管が分かるもの（該当がある場合）



4 奨励金の支給決定・支給